

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

1月19日、日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置した。

また、6月18日に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づき、**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**が内閣から国会に提出された。同報告には、①特別公的管理が行われている日本長期信用銀行（昨年10月23日管理開始）、日本債券信用銀行（昨年12月13日同）に係る措置、②国民銀行（4月11日管理処分）、幸福銀行（5月22日同）など金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた金融機関に関する措置、③預金保険法に基づく金融機関の破綻処理の状況、④破綻金融機関の処理に係る資金の処理状況等の説明がなされている。

同報告に対し、7月9日、質疑を行った。質疑では、長銀破綻の原因、金融機関の経営責任、最近の地域金融機関の経営状況、長銀のフィナンシャルアドバイザー契約の開示の必要性、長銀の売却方針、ペイオフ実施の有無等について質疑が行われた。その中で、長銀売却のネックである2次損失の扱いに関し、米国で行っているロスシェアリングを導入してはどうかとの指摘に対して、柳沢金融再生委員長は、「住専処理法ではその規定が置かれたが、再生法で置かれなかったことはそのスキームが採用されなかったと反対解釈すべきである。」と否定した。また、柳沢金融再生委員長が、地域金融機関について自己資本比率8%を要すると発言したことについてその真意が問われたが、同委員長は、「大手銀行が12%を目標としているように、地域銀行も8%をめどにして考えるということを行ったものである。」と答弁した。さらに、ペイオフの延期論が根強い中で、ペイオフの実施の有無を問われ、宮澤大蔵大臣は、「金融再生の期限である2001年3月という締切を安易に変更すべきではない」と答えた。

(2) 委員会経過

○平成11年1月19日（火）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成11年7月9日（金）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について柳沢金融再生委員会委員長から説明を聴いた後、同委員長、宮澤大蔵大臣、政府委員、参考人預金保険機構理事長松田昇君及び日本銀行理事黒田巖君に対し質疑を行った。

○平成11年8月13日（金）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。